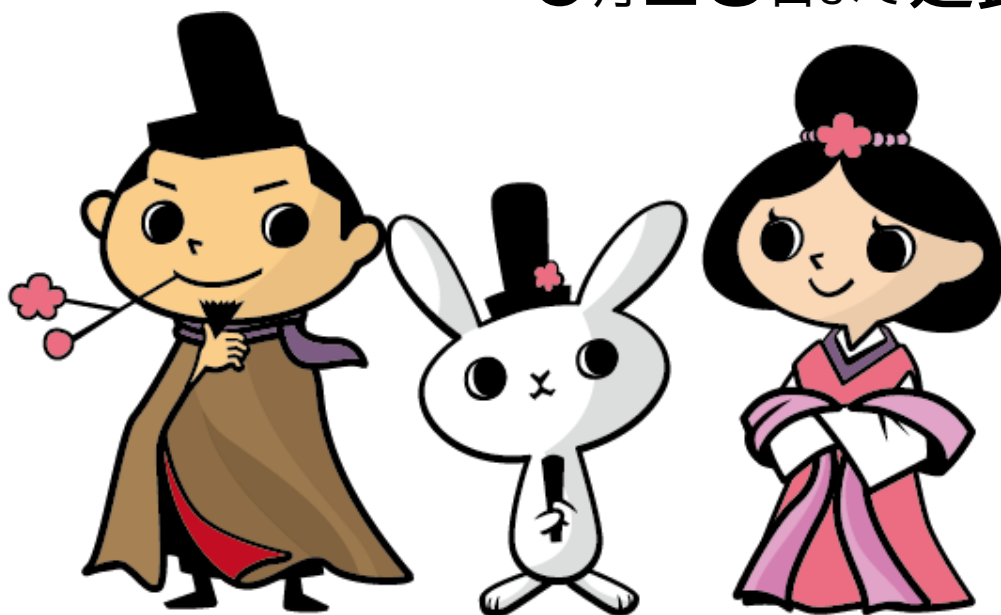


太宰府市運送事業者等支援金 申請要領

対象車両1台あたり**5万円**を交付します。
申請期限は令和6年~~4月30日~~までです。

6月28日まで延長します！



旅人のたびと

おとものタビット

れいわ姫

運送事業者等支援金担当
太宰府市観光経済部産業振興課
☎092-921-2121(内線486)
✉ sangyo-s@city.dazaifu.lg.jp
平日8:30~17:00(土日祝日除く)



申請から交付までの流れ

1. 交付対象であるかを確認する(P3~P4)

対象だった場合

申請書入手する

◇市ホームページより印刷(ページID:32976)

◇市役所2階産業振興課でも申請書類を配布しています。

◇申請書の郵送を希望する場合、お問合せ先にご連絡ください。

▼市ホームページ



申請書入手後

2. 申請書類を準備する(P5~P13)

申請書・添付書類準備後

3. 申請する

◇申請方法: 郵送または窓口へ直接提出

◇申請期限: 令和6年~~4月30日~~ 6月28日まで(当日消印有効)

◇申請先:

<郵送>

〒818-0198

太宰府市観世音寺1-1-1 太宰府市役所2階産業振興課

「太宰府市運送事業者等支援金担当」行

<窓口>

太宰府市役所2階産業振興課内 運送事業者等支援金特設窓口

4. 審査・支援金交付

市で、申請内容を審査。書類に不備等があった場合は、電話等で連絡します。審査が完了し決定通知を市から発送後、指定口座にお振り込みします。

1. 交付対象であるかを確認する

①対象者

市内に本社または営業所を有し、令和6年1月29日時点で市内で事業を営む中小企業、個人事業主のうち、下記全てを満たす事業者

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 交付申請後も市内で運送事業等を継続する意思があると認められること。
- (3) 道路運送事業等に必要な許可又は認定を全て有し、交付申請時点において市内で道路運送事業等を実施していること。

○対象者の解説

本社とは

- ・法人登記簿の本店
- ・法人税確定申告書別表一における納税地

営業所とは

- ・道路運送法、貨物自動車運送事業法、貨物利用運送事業法に規定する営業所で運行管理等を行う場所
- ・本店が市外にある法人にあたっては、使用権限等を証明できるもの
- ・個人事業者にあたっては、所得税確定申告書の青色申告書又は白色申告書の事業所所在地

中小企業とは

- ・中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- ※下表の「資本金の額又は出資額」と「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たす事業者又は個人事業主

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

1. 交付対象であるかを確認する

②対象事業・車両

対象事業	対象車両(リース含む)
トラック運送事業(貨物自動車運送)	事業者が所有もしくはリース契約に基づき借用している下記のいずれも満たす車両(二輪を除く) (ア)自動車検査証の「自家用・事業用の別」の欄に「事業用」と記載がある車両(緑または黒ナンバー) (イ)自動車検査証※の「使用の本拠の位置」の欄に太宰府市内の住所が記載されている車両 (ウ)自動車検査証の「種別」の欄に「大型特殊」と記載されていない車両 (エ)被けん引車でない車両
乗合バス事業(一般乗合旅客自動車運送)	
貸切バス事業(一般貸切旅客自動車運送)	
タクシー事業(一般乗用旅客自動車運送)	
介護タクシー事業(一般乗用旅客自動車運送)	
自動車運転代行業	上記(イ)に加え、公安委員会から認定を受けた登録車両(随伴用車両)

※電子化された車検証の場合は、自動車検査証記載事項

①対象者+②対象事業・車両の要件を満たしている場合、交付対象となります。ただし、下記の場合は、対象外です。

- ・太宰府市暴力団排除条例(平成21年条例第34号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体であるとき
- ・令和6年1月30日以降に、開業した事業者
- ・廃業見込みの事業者

■留意事項

支援金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合、市は交付決定を取り消します。この場合、申請者は支援金を返還していただきます。

2. 申請書類を準備する

■申請に必要な書類リスト

申請書類		トラック運送事業 乗合バス事業 貸切バス事業 タクシー事業 介護タクシー事業	自動車 運転代行業	掲載ページ
①	申請書兼請求書(様式第1号)	○	○	P6
②	対象車両一覧(様式第2号)	○	○	P7
③	対象車両すべての自動車検査証の写し (自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車検査証記載事項が記載された書面の写し)	○	○	P8~P9
④	公安委員会からの認定書の写し	—	○	P10
⑤	(法人のみ)履歴事項全部証明書の写し (最新の情報であれば発行時期は問わない)	○	○	P11
⑥	(個人のみ)直近の確定申告書の写し (受付印があるもの)	○	○	P12~P13
⑦	(個人のみ)本人確認書類の写し (運転免許証など)	○	○	—

2. 申請書類を準備する

① 申請書兼請求書(様式第1号)

様式第1号(第6条関係)

記入例

令和6年 3月 3日

太宰府市長 殿

法人の場合 登記上の本店を記入

本店または営業所が太宰府市内にあることが交付要件です。

(申請者) 太宰府市観世音寺1-1-1
住所 太宰府市観世音寺1-1-1
事業所所在地 太宰府市観世音寺1-1-1
事業者名(屋号) 株式会社宰府運送
代表者(個人名) 代表取締役 太宰府 太郎
電話番号 092-xxxx-xxxx

太宰府市運送事業者等支援金交付申請書兼請求書

太宰府市運送事業者等支援金の交付を受けたいので、下記のとおり太宰府市運送事業者等支援金交付規則第6条の規定により申請します。なお、支援金の交付決定があった場合は、交付決定額の支援金を請求します。また、支援金の申請にあたり、次の全ての事項を誓約します。

[誓約事項]

必ず内容を確認し、申請ください。

申請者と口座名義人は、同一であること

- 申請内容に虚偽はありません。虚偽が判明した場合は、支援金を返還します。
- 現在、太宰府市内に事業所を有しており、今後も事業継続の意思があります。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体のいずれにも該当しません。また、太宰府市が必要な場合には、警察等の捜査機関に照会されることを承諾します。

記

1 申請額

給付額(A)	車両数(B)	申請額(A×B)
5万円	10台	500,000円

2 振込先

金融機関名	太宰府 銀行・金庫 農協・信組	宰府 本店・支店 出張所
預金種別	1. 普通 2. 当座	口座番号 ○○○○○○○○
口座名義(カタカナ)	カ)サイフソウ ダ 化ヨトリマリヤク ダザイフ タウ	

カタカナで記入。

※申請者名義に限ります。

ゆうちょ銀行の場合、「振込用の店名・預金費目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

2. 申請書類を準備する

②対象車両一覧(様式第2号)

様式第2号(第6条関係)

記入例

太宰府市運送事業者等支援金交付対象車両一覧

- 貨物自動車運送事業 …トラック運送・軽貨物運送
- 一般乗合旅客自動車運送事業…乗合バス
- 一般貸切旅客自動車運送事業…貸切バス
- 一般乗用旅客自動車運送事業…タクシー(介護含む)
- 自動車運転代行業

事業者名(屋号) 株式会社宰府運送

○ご記入時におけるお願い
記入欄が不足する場合は、コピーしてご利用ください。

	車両区分	車両番号
例	<input checked="" type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗合旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 自動車運転代行業	福岡 40 か 1111
1	<input checked="" type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗合旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 自動車運転代行業	福岡 40 か 1111
2	<input checked="" type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗合旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 自動車運転代行業	福岡 40 か 1112
3	<input checked="" type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗合旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 自動車運転代行業	福岡 40 か 1113
4	<input checked="" type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗合旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 自動車運転代行業	福岡 40 か 1114
5	<input checked="" type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗合旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 自動車運転代行業	福岡 40 か 1115
6	<input checked="" type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗合旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 自動車運転代行業	福岡 40 か 1116
7	<input checked="" type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗合旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 自動車運転代行業	福岡 40 か 1117
8	<input checked="" type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗合旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 自動車運転代行業	福岡 40 か 1118
9	<input type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗合旅客自動車運送事業 <input checked="" type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 自動車運転代行業	福岡 40 か 1119
10	<input type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般乗合旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車運送事業 <input checked="" type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 自動車運転代行業	福岡 40 か 1110

2. 申請書類を準備する

③対象車両すべての自動車検査証の写し

電子化されていない車検証の場合

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日	初年度登録年月	自動車の種別	用途	車体の形状
品川 300 粘 1234	平成 29年 7月 1日	平成 29年 7月 1日	普通自動車	事業用	[001]
コタド	[999]		長さ	幅	高さ
ABCDEF G 123456789			444	172	149
型式	原動機の型式	総重量又は総重量の割合	燃料の種類	型式格付番号	類別区分番号
ABC-DEF		1.49	ガソリン	2345	6789

所有者の氏名又は住所 東京都千代田区...

所有者の住所 東京都千代田区霞が根2丁目1-3

使用の本拠の位置 東京都千代田区...

用途 事業用

申請日時点で有効であるもの

事業用であること
(自動車運転代行業除く)

所有者又は使用者が申請者であること
(使用権限があることが証明できること)

- 事業用のものであること(自動車運転代行業除く)
- 所有者もしくは使用者が、申請者であること
(使用権限があることが証明できること)
- 「使用の本拠の位置」の欄に太宰府市内の住所が記載されていること
- 「種別」の欄に「大型特殊」と記載されていないこと
- 申請日時点で有効であるもの
- 二輪は、対象外

2. 申請書類を準備する

③対象車両すべての自動車検査証の写し

電子化された車検証の場合（自動車検査証記載事項の写しを添付）



事業用であること
(自動車運転代行業除く)

A 自動車検査証記録事項

1. 基本情報		111210000001	
自動車登録番号又は車両番号	札幌 300 お 9999	登録年月日/交付年月日	令和 3年 5月 10日
車台番号	R35-DSG-00001	初年度登録年月	令和 3年 5月
登録年月日/交付年月日	令和 3年 5月 10日	有効期間の満了する日	令和 6年 5月 9日
2. 所有者・使用者情報			
所有者の氏名又は名称	運輸 太郎		
所有者の住所	北海道札幌市東区北36条東〇丁目△△△ [50007 0331]		
使用者の氏名又は名称	***		
使用者の住所	***		
使用の本拠の位置	***		
3. 車両詳細情報			
車名	ニッサン [213]		
型式	CBA-R35	原動機の型式	VR38
自動車の種別	普通	用途	乗用
車体の形状	箱型	乗車定員	4人
車両重量	1,990kg	最大積載量	189kg
前後軸重	940kg	後軸重	790kg
燃料の種類	ガソリン	型式指定番号	15965
4. 備考			
[新規]、新規登録 自動車重量税額 ¥49,200 [31年度税制] 令和3年5月10日 新規登録 令和2年度燃費基準40%向上達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成22年度燃費基準25%向上達成車 車両安定性制御装置搭載車 車線逸脱警報装置搭載車 [走行距離計表示値] 19,000km (令和〇年5月1日) [旧走行距離計表示値] 9,000km (令和〇年5月1日) ハイブリッド車 平成10年騒音規制車、排気騒音規制値 96db マフラー加速騒音規制適用車 [整備工場コード] 41-00001 番号欄再交付 以下余白			

申請日時点で有効であるもの

所有者又は使用者が申請者であること
(使用権限があることが証明できること)

- 事業用のものであること
(自動車運転代行業除く)
- 所有者もしくは使用者が、申請者であること (使用権限があることが証明できること)
- 「使用の本拠の位置」の欄に太宰府市内の住所が記載されていること
- 「種別」の欄に「大型特殊」と記載されていないこと
- 申請日時点で有効であるもの
- 二輪は、対象外

【注意事項】
記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID	A01234560001
------	--------------

2. 申請書類を準備する

④公安委員会からの認定書の写し (自動車運転代行業のみ)

様式第4号(第2条関係)

第	号
安全運転管理者 資格認定書 副安全運転管理者	
営業所の名称及び所在地	
職務上の地位	
氏名	
年 月 日生	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定 の読替えに関する内閣府令(平成14年内閣府令第35号)により読み替えて適用される道 路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の9 第1項第2号 第2項第2号 の規定により 安全運転管理者 副安全運転管理者 の資格を有するものと認定します。	
年 月 日	
福岡県公安委員会 印	

注 認定する安全運転管理者又は副安全運転管理者及び認定の根拠規定を○印で囲むこと。

令和6年1月29日以前に認定を受けていること

2. 申請書類を準備する

- ⑤履歴事項全部証明書の写し(法人のみ)
最新の情報であれば、発行時期は問いません。

履歴事項全部証明書

□□県□□市□□町□□□□
●●●●●●株式会社
会社法人等番号◇◇◇◇◇◇-◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

番号	株式会社●●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更
		令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公告をする方法	□□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.□□□□ 2.◇◇◇◇	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●●● □□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●●	
登記変更に関する 事項	設立 令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(●●法務局●●支庁管轄)
令和□□年□□月□□日

●●法務局登記官

●●●●印

整理番号□□□□□□ *下線のあるものは抹消事項であることを示す。

- 履歴事項全部証明書は、法務局又は法務局のホームページから取得することができます。

2. 申請書類を準備する

⑥直近の確定申告書の写し(個人のみ)

【第一表】

直近のもの

00 税務署長 平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA0123

住所 〒XXXX-XXXX 00市△△町X-XX-X □□市XX町X-XX		個人番号 XXXXXXXXXXXXXXXXXX	
フリガナ コクセイ イ タロウ		氏名 国税 太郎	
性別 男		職業 00卸売業国税商店 国税太郎 本人	
生年月日 3 26 08 01		電話番号 XX-XXXX-XXXX	
平成30年の住居 同上		世帯主の氏名 世帯主との続柄 本人	
種類 営業等		課税される所得金額 16439000	
収入金額等		税	
事業業 2318000000		上の②に対する税額 又は第三表の② 3888870	
不動産 13450000		配当控除 25000	
利子		投資控除 区分 1 88200	
配当		住宅ローン等特別控除 区分 332000	
給与		政党等寄附金等特別控除 区分 3443670	
雑		災害減免額 39	
その他		再差引所得税額 (基準所得税額) 3443670	
総合譲渡		復興特別所得税額 (④×2.1%) 72317	
短期		所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 (④+①) 3515987	
長期		外国税額控除 区分 43	
一時		所得税及び復興特別 所得税の申告納税額 (④+①) 2997900	
所得金額		所得税及び復興特別 所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分) 1172300	
事業業 5000000		納める税金 運付される税金 △ 49	
不動産 7700000		配偶者の合計所得金額 49	
利子		専従者給与(控除)額の合計額 50	
配当		青色申告特別控除額 51	
給与		所得・一時所得の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額 52	
雑		未納付の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 53	
総合譲渡・一時		本年分で差し引く繰越損失額 54	
合計		平均課税対象金額 55	
雑損控除 230000		変動・臨時所得金額 区分 56	
医療費控除 165000		申告期限までに納付する金額 57	
社会保険料控除 1270130		延納届出額 58	
小規模企業共済等掛金控除 120000		延納納付の出 選受 取 る 税 金 の 所	
生命保険料控除 120000		郵便局 名等 預金 普通 当座 貯蓄 種類	
地震保険料控除 25000		口座番号 記号番号	
寄附金控除 320000		区分 A B C D E F G 5. 2. 10 ~国税局管内 ~合同会場	
寡婦・寡夫控除 0000		整理 欄 補完	
勤労学生・障害者控除 750000		税務署 電話番号	
配偶者(特別)控除 380000		税理士法第33条 の2の書面提出有	
扶養控除 1340000		税理士法第30条 の書面提出有	
基礎控除 380000		合計 5100130	

第一表 (平成二十九年分以降用) 復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

控え書類に受付印が押印されたもの

e-Taxを利用して申告等データを送信した場合は、「受信通知」をご提出ください。 12

2. 申請書類を準備する

⑥直近の確定申告書の写し(個人のみ)

○青色申告決算書(青色申告の場合)

決算書にマイナンバー（個人番号）の記入は不要です。

FA3000

令和03年分所得税青色申告決算書（一般用）

事業の内容を具体的に記入します。
例：青果小売業、自動車板金塗装業など

住所	〇〇市△△町X-XX-X	氏名	国税太郎	事務所所在地	
事業所所在地	同上	電話番号	(自) 〇〇-XXXX-XXXX (事業所) △△-△△△△-△△△△	氏名(名称)	
業種名	〇〇小売業	屋号	〇〇商店	加入団体名	〇〇青色申告会

令和 4年 3月 2日 損益計算書 (自 〇月 〇日 至 12月 31日)

提出用 (令和二年分以降用)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
提出用 (令和二年分以降用)	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	3928000	消耗品費	378000	貸倒引当金	64460
	期首商品(製品)類 増	3705000	減価償却費	1045568	繰引	
	売上仕入金額 (雑収入)	27596000	福利厚生費	173000	当金等	64460
	小計	37307000	給料賃金	2625000	役員給与	7200000
	期末商品(製品)類 増	3874000	外注工賃		借入金等 繰入金	747400
	差引原価	27487000	料子割引料	128000	繰入金 繰入金	747400
	差引金額 (①-⑥)	11793000	地代家賃	720000	計	7200000
	租税公課	385000	貸倒金		青色申告特別控除 (第1号)	4709752
	荷造運賃				青色申告特別控除 (第2号)	550000
	水道光熱費	224000			所得金額 (⑧-⑭)	3559752
	旅費交通費	148000				
	通信費	167000	雑費	49000		
	広告宣伝費	105000	計	6473568		
	接待交際費	163000	差引金額 (⑰-⑳)	5379432		
	損害保険料	105000				
	修繕費	259000				

事業所の所在地が市内であるか確認してください。
個人タクシーの場合は、基本的に自宅が事業所になります。

○収支内訳書(白色申告の場合)

収支内訳書にマイナンバー（個人番号）の記入は不要です。

FA7000

令和03年分収支内訳書（一般用）

事業の内容を具体的に記入します。
例：青果小売業、自動車板金塗装業など
この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	〇〇市△△町X-XX-X	氏名	国税太郎	事務所所在地	
事業所所在地	同上	電話番号	(自) 〇〇-XXXX-XXXX (事業所) △△-△△△△-△△△△	氏名(名称)	
業種名	〇〇卸売業	屋号	〇〇商会	加入団体名	〇〇卸売組合

令和 4年 3月 2日 (自 〇月 〇日 至 12月 31日)

提出用 (令和二年分以降用)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	氏名(年齢)	従事月数	給料賃金 円	合計 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円
提出用 (令和二年分以降用)	取上(収入)金額	4795000	旅費交通費	148000	〇〇	12	1,020,000	1,275,000	9,900
	家事消費費	284000	通信費	167000	(25歳)		255,000		
	その他の収入	80000	広告宣伝費	205000	〇〇	12	840,000	1,050,000	0
	計	48314000	接待交際費	163000	(21歳)		210,000		
	期首商品(製品)類 増	3705000	損害保険料	105000					
	売上仕入金額 (雑収入)	388229000	修繕費	259000					
	小計	42534000	消耗品費	348000					
	期末商品(製品)類 増	3874000	福利厚生費	173000					
	差引原価	38720000							
	差引金額	9594000							
	給料賃金	2325000							
	外注工賃								
	減価償却費	472368							
	貸倒金								
	地代家賃	192000							
	料子割引料	147000							
	その租税公課	165000							
	荷造運賃								
	水道光熱費	224000							

Q & A

Q1. 申請書の配布について

A1. 市ホームページに申請書や案内を掲載します。

※申請書類は、市ホームページからダウンロードできます。
郵送が必要な方は運送事業者等支援金担当までご連絡ください。

Q2. 申請期間・申請方法について

A2. 申請は郵送または窓口への直接提出にて受け付けます。
受付期間は、令和6年4月30日(当日消印有効)までです。

Q3. 自家用有償旅客運送、幼稚園バス、企業の社員送迎バス等は対象になるか。

A3. 上記は、白ナンバーのため、対象となりません。

Q4. 市外の事業者も対象になるか。

A4. 市内に本社、営業所があることが条件のため、本社が市外でも営業所が市内にあれば、対象となります。

Q5. 他の補助金と重複することはできるのか。

A5. 他の自治体（県・市町村）が実施する支援金の対象・受給のいかんは問いません。

Q6. 事業者への給付上限額は。

A6. 上限はありません。

Q7. 一般貨物と軽貨物、路線バスと貸切バス等、複数の事業を営んでいる場合は、それぞれ申請できるのか。

A7. 複数の許可を得て営業している場合は、まとめて申請をしてください。

Q8. 個人の事業と法人を設立して事業をしているが、両方支給されるのか。

A8. 事業者ごとに支給となるので、個人事業者と法人が双方独立した別事業者であり、それぞれが要件を満たせば、個人と法人ともに支給されます。

Q & A

Q9. 今から起業すれば、支援金はもらえるのか。

A9. 令和6年1月29日時点で営業開始しており、申請時点で営業を継続していることが条件になります。

Q10. 給付決定後に増車した車両があるが対象となるのか。

A10. 申請期間内であれば、対象となります。

Q11. 休業している場合もしくは休業する予定の場合は、対象となるのか。

A11. 申請時点で休業している場合もしくは申請後において、事業継続の意思が認められない場合は対象となりません。

Q12. 確定申告書の写しに税務署の收受印は必要か。

A12. 收受印は必要です。收受印のある確定申告書の写しを提出してください。

Q13. e-taxで確定申告書を行った場合に必要なものは。

A13. 確定申告書の控えと受信通知を提出してください。

Q14. 令和5年1月以降(軽自動車の場合は、令和6年1月以降)に車検を更新したため、「電子車検証」と「自動車検査証記録事項」が発行されたが、「自動車検査証記録事項」を紛失した場合は。

A14. 「車検証閲覧アプリ」から印刷し、提出してください。
操作方法は、国土交通省電子車検証特設サイト「車検証閲覧アプリの使い方」からご確認ください。

Q15. 大企業は対象となるのか。

A15. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であることが条件となります（参照P3）

Q16. バイクは対象となるか。

A16. 対象となりません。

Q17. 大型特殊自動車は対象となるか。

A17. 対象となりません。

Q & A

Q18. 本店や営業所が太宰府市にあれば、申請できるのか。

A18. 登記簿等だけで実態がないものは本店・営業所とはみなしません。営業実態は、道路運送事業等に必要な許可又は認定を受けた場所・車検証の本拠の位置・現場写真等で判断します。

Q19. 車両をリースしている場合、所有者と使用者どちらが申請するのか。

A19. 使用者が申請してください。